

日本ボーイスカウト千葉県連盟「医師の会」規約

〔名称〕

第1条 本会は、日本ボーイスカウト千葉県連盟医師の会(略称:BS 医師の会)と称する。

〔設置〕

第2条 本会の事務所は、日本ボーイスカウト千葉県連盟(以下「県連盟」と称する。)事務局内に置き、事務は県連盟総務委員会が行う。

〔目的〕

第3条 本会は、会員相互の親睦を深めるとともに、県連盟の活動を支援し、積極的に医療面で奉仕を行うことを目的とする。

〔業務〕

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、以下の諸事業を行う。

- (1) スカウト活動における救護医療体制の充実化に協力する。
- (2) スカウト活動の中での健康安全の推進に協力する。
- (3) 救急法講習会など医療に関する講習会に奉仕する。
- (4) スカウト関係者に対して医療・健康安全の指導助言を行う。
- (5) その他目的に沿った活動を行う。

〔構成〕

第5条 本会の会員は、原則として地区委員会の推薦に基づき県連盟理事会の承認を経た医師とする。

〔資格〕

第6条 本会のメンバーの資格要件は、次の通りとする。

- (1) 原則加盟員で、医師(医師、歯科医師)の免許を保有し、その知識・技能をもって ボーイスカウト活動の安全に貢献し、スカウト活動の発展に寄与しようとする者。

〔役員〕

第7条 本会に、会員の互選による代表世話人1人を置く。代表世話人は本会を代表し、会務を統括する。

任期は2年とし再任を妨げない。また、副代表世話人、世話人を若干名置くことができる。

〔運営〕

第8条 本会は、必要に応じて会議を開催する。

- (1) 会員を募集し、名簿を作成する。
- (2) 会員に情報発信を行う。
- (3) 定期的に研修を行う。

〔経費〕

第9条 本会の運営に必要な経費は、県連盟(指導者支援委員会)の予算による。

〔規約〕

第10条 本規約を改正するときは、県連盟指導者支援委員会が発議し理事会が承認するものとする。

〔付則〕

本改正規約は、平成31年4月6日より施行する。

昭和57年9月25日 制定

平成12年11月4日 改正

平成31年4月6日 改正